

第百五十二回国参議院環境委員会會議録第六号

平成十三年四月三日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

三月二十八日 補欠選任

片山虎之助君 長谷川道郎君

岡崎トミ子君 和田 洋子君

北澤 俊美君 藤井 俊男君

三月二十九日 補欠選任

和田 洋子君 小林 元君

三月三十日 補欠選任

小林 元君 岡崎トミ子君

四月一日 補欠選任

長谷川道郎君 片山虎之助君

出席者は左のとおり。

委員長 吉川 春子君

理事 清水嘉与子君

末広まさこ君

福山 哲郎君

岩佐 恵美君

清水 澄子君

石井 道子君

沓掛 哲男君

成瀬 守重君

橋本 聖子君

真鍋 賢一君

岡崎トミ子君

藤井 俊男君

委員

堀 利和君

松前 達郎君

加藤 修一君

但馬 久美君

福本 潤一君

中村 敦夫君

国務大臣

環境 大臣 川口 順子君

副大臣 環境 副大臣 沓掛 哲男君

事務局側 常任委員会専門員 山岸 完治君

本日の会議に付した案件

○環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川春子君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十八日、北澤俊美さんが委員を辞任され、その補欠として藤井俊男さんが選任されました。

○委員長(吉川春子君) 環境省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。川口環境大臣。

○国務大臣(川口順子君) ただいま議題となりました環境省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

環境問題への国際的な取り組みの中で我が国が積極的かつ主導的な役割を果たすためには、地球

温暖化防止を初めとする地球環境保全に関する国際交渉に適時的確に対処していくことが不可欠であります。このような国際交渉においては、環境に関する専門的な知識を有し、かつ高いレベルでの交渉に従事できる者が対応する必要性が増大しております。

また、従来、地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務については、総務省の管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所が分掌してまいりましたが、環境省が地域の環境の実態等を機動的かつ詳細に把握し、環境政策の企画立案に迅速に反映することが非常に重要であり、また強く求められております。

本法案は、こうした状況に対応し、環境行政の一層の推進を図るため、環境省の体制の必要な整備を行うおうとするものであります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、地球環境審議官の新設であります。

環境省の所掌事務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理するため、環境省に事務次官級の地球環境審議官を新たに設置することとしております。

第二に、地方における環境調査等に関する事務をつかさどる職員の配置であります。

環境省のみならず地方における環境省の所掌事務に関する調査等の事務を責任を持って執行する旨を明確にするため、これらの事務を行う職員を環境省に置く旨を規定することとしております。

また、これに伴い、総務省の管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所が行う環境省の所掌事務に関する調査等の事務に関する規定を総務省設置法から削除することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉川春子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

三月二十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、環境省設置法の一部を改正する法律案

環境省設置法の一部を改正する法律案

環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

「第三章 環境省に置かれる機関

目次中 第一節 審議会等(第六条、第九条)

「第三章 環境省に置かれる機関(第十條)

第一節 特別な職(第八條)

第二節 審議会等(第七條、第十條)に改

を 第三節 特別の機関(第十一條)

第四章 雑則(第十二條)

」

「第三章 環境省に置かれる機関を「第三章

環境省に置かれる職及び機関」に改める。

第十條を第十一條とし、同條の次に次の一章を加える。

第四章 雑則

第十二條 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務を行わせるため、環境省にこれらの事務をつかさどる職員を置く。

第三章第二節を同章第三節とする。

第三章第一節中第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章第一節を同章第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節 特別な職

(地球環境審議官)

第六条 環境省に、地球環境審議官一人を置く。

2 地球環境審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一章を加える改正規定及び次条の規定は、同年十月一日から施行する。

(総務省設置法の一部改正)

第二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「を分掌し、並びに環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。